



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月28日火曜日 第2011号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|---------------------------------|------|
| 特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定 | 1137 |
| 指定自立支援医療機関の辞退 | 1138 |
| 指定居宅サービス事業者の指定 | 1138 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定 | 1138 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定 | 1138 |
| 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更 | 1139 |
| 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更 | 1139 |
| 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更 | 1139 |
| 指定居宅サービス事業の廃止 | 1139 |
| 指定居宅介護支援事業の廃止 | 1140 |
| 指定介護予防サービス事業の廃止 | 1140 |
| 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 | 1140 |
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間 | 1141 |
| 浸水想定区域の指定（2件） | 1141 |
| 公有水面埋立免許の出願 | 1142 |
| 公共測量の実施の通知 | 1143 |
| 県営住宅の家賃の収納事務の委託 | 1143 |
| 道路の供用開始（一般国道317号） | 1143 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 1144 |
| 道路の供用開始（県道八幡浜宇和線） | 1144 |
| 道路の区域変更（県道瀬田八喜停車場線） | 1144 |

公 告

| | |
|--------------|------|
| 土地の売払い | 1144 |
|--------------|------|

雑 報

| | |
|----------------------|------|
| 環境影響評価書の縦覧について | 1145 |
|----------------------|------|

告 示

愛媛県告示第1523号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 区 域 | 存続期間 | 捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類 |
|--------------------|---------------------------|---------------------|
| 四国中央市市内の小川山休猟区の全域 | 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで | イノシシ |
| 四国中央市市内の呉石休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 四国中央市市内の三ツ足山休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 新居浜市市内の黒森休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |

| | | |
|-------------------------------|---------------------------|------------|
| 西条市市内の中奥休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 西条市市内の河之内休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 西条市市内寺尾休猟区の全部の区域 | 同 上 | 同 上 |
| 今治市市内の大島北休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 伊予市市内の上灘休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 上浮穴郡久万高原町市内の有枝休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 上浮穴郡久万高原町市内の休場休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 喜多郡内子町市内の鎌倉山休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 喜多郡内子町市内の榎小屋休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 大洲市市内の感応山休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 大洲市市内の中居谷休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 八幡浜市市内及び西宇和郡伊方町市内の伊方・保内休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 西予市市内の齒長休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 西予市市内の野村・坂石休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 西予市市内の高野子・川津休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 北宇和郡鬼北町市内の御開山休猟区の全域 | 同 上 | イノシシ、ニホンジカ |
| 宇和島市市内の北灘休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 宇和島市市内の法華津休猟区の全域 | 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで | ニホンジカ |
| 宇和島市市内の三間休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 宇和島市市内の畑地休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |

| | | |
|----------------------|---------------------------|------------|
| 北宇和郡鬼北町地内の父野川休猟区の全域 | 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで | 同 上 |
| 宇和島市地内の御内休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |
| 南宇和郡愛南町地内の増田休猟区の全域 | 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで | イノシシ、ニホンジカ |
| 南宇和郡愛南町地内の中浦高畑休猟区の全域 | 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで | ニホンジカ |
| 南宇和郡愛南町地内の由良休猟区の全域 | 平成20年11月1日から平成 | 同 上 |

| | | |
|--------------------|-------------|-----|
| | 21年10月31日まで | |
| 南宇和郡愛南町地内の西柳休猟区の全域 | 同 上 | 同 上 |

○愛媛県告示第1524号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 名 称 | 辞退年月日 |
|----------------|-------------|
| 真成堂ニューセンチュリー薬局 | 平成20年10月31日 |

○愛媛県告示第1525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所の所在地又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定年月日 |
|------------|---------------------|-----------------------------|-------------|-----------------|-----------------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3870107061 | 特定非営利法人グループホームしいのみ | 愛媛県松山市緑町一丁目7番地15 | 訪問介護 | 指定訪問介護事業所一歩 | 愛媛県松山市山越二丁目11番35号 | 平成20年9月1日 |
| 3870107079 | 医療法人佐藤循環器科内科 | 愛媛県松山市朝生田町四丁目10番25号 | 特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホーム朝生田の杜 | 愛媛県松山市朝生田町三丁目8番2号 | 平成20年9月1日 |
| 3874000619 | 有限会社ケアステーションますほ | 愛媛県宇和島市津島町高田甲2920番地1 | 通所介護 | 指定通所介護事業所あいなんの里 | 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲211番地3 | 平成20年9月11日 |
| 3870107095 | リブサポート株式会社 | 愛媛県松山市朝生田町一丁目15番10号リユレント朝生田 | 訪問介護 | 介護支援センターあいびらす | 愛媛県松山市朝生田町一丁目15番10号リユレント朝生田 | 平成20年9月21日 |

○愛媛県告示第1526号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所の所在地又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定年月日 |
|------------|--------------------|----------------------|---------|-----------------------|----------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3874000601 | 有限会社梅田介護サービス | 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2714番地 | 居宅介護支援 | 有限会社梅田介護サービス居宅介護支援事業所 | 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2714番地 | 平成20年9月1日 |
| 3870501875 | 合同会社キャロル | 愛媛県新居浜市松神子三丁目8番63号 | 居宅介護支援 | キャロル介護支援サービス | 愛媛県新居浜市松神子三丁目8番63号 | 平成20年9月16日 |

○愛媛県告示第1527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護保険事業者番号 | 指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所は所在地 | サービスの種類 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定年月日 |
|------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------|---------------|-----------------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3870107061 | 特定非営利法人グループホームしいのみ | 愛媛県松山市緑町一丁目7番地15 | 介護予防訪問介護 | 指定訪問介護事業所一步 | 愛媛県松山市山越二丁目11番35号 | 平成20年9月1日 |
| 3870107079 | 医療法人佐藤循環器科内科 | 愛媛県松山市朝生田町四丁目10番25号 | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホーム朝生田の杜 | 愛媛県松山市朝生田町三丁目8番2号 | 平成20年9月1日 |
| 3874000619 | 有限会社ケアステーションますほ | 愛媛県宇和島市津島町高田甲2920番地1 | 介護予防通所介護 | 指定通所介護事業所あいの里 | 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲211番地3 | 平成20年9月11日 |
| 3870107095 | リブサポート株式会社 | 愛媛県松山市朝生田町一丁目15番10号リユレント朝生田 | 介護予防訪問介護 | 介護支援センターあいぷらす | 愛媛県松山市朝生田町一丁目15番10号リユレント朝生田 | 平成20年9月21日 |

○愛媛県告示第1528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所は所在地 | サービスの種類 | 指定居宅サービス事業所 | | | 届出年月日 |
|------------|---------------------|-------------------|---------|----------------|-------------------|-------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | |
| | | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 3870102294 | 株式会社ケアサポートまごころ | 愛媛県松山市古三津二丁目5番39号 | 訪問介護 | 株式会社ケアサポートまごころ | 愛媛県松山市古三津二丁目10番1号 | 愛媛県松山市古三津二丁目5番39号 | 平成20年9月1日 |
| 3870400334 | 株式会社富士タクシー | 愛媛県八幡浜市1460番地73 | 訪問介護 | 富士介護サービス | 愛媛県八幡浜市1460番地103 | 愛媛県八幡浜市1460番地73 | 平成20年9月15日 |

○愛媛県告示第1529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所は所在地 | サービスの種類 | 指定居宅介護支援事業所 | | | 届出年月日 |
|------------|------------------------|-------------------|---------|--------------|-------------------------------|---------------------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | |
| | | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 3870106816 | 有限会社リハビリステーションみかん | 愛媛県松山市東長戸三丁目4番34号 | 居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所みかん | 愛媛県松山市西長戸町205番地1サニーハイツ西長戸105号 | 愛媛県松山市東長戸三丁目4番34号サン・フロアYSD103号室 | 平成20年8月29日 |

○愛媛県告示第1530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定介護予防サービスの事業者の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所は所在地 | サービスの種類 | 指定介護予防サービス事業所 | | | 届出年月日 |
|------------|---------------------------|-------------------|----------|----------------|-------------------|-------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | |
| | | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 3870102294 | 株式会社ケアサポートまごころ | 愛媛県松山市古三津二丁目5番39号 | 介護予防訪問介護 | 株式会社ケアサポートまごころ | 愛媛県松山市古三津二丁目10番1号 | 愛媛県松山市古三津二丁目5番39号 | 平成20年9月1日 |
| 3870400334 | 株式会社富士タクシー | 愛媛県八幡浜市1460番地73 | 介護予防訪問介護 | 富士介護サービス | 愛媛県八幡浜市1460番地103 | 愛媛県八幡浜市1460番地73 | 平成20年9月15日 |

○愛媛県告示第1531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 廃止に係る指定居宅サービス事業所 | | 廃止年月日 |
|------------|---------------------|---------------------|-------------|------------------|---------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3870102799 | ハニーコーポレーション株式会社 | 愛媛県松山市西石井一丁目1番25号 | 訪問介護 | ハニー訪問介護ステーション | 愛媛県松山市西石井一丁目1番25号 | 平成20年8月31日 |
| 3873700169 | 有限会社さかい | 愛媛県西宇和郡伊方町高浦1059番地1 | 福祉用具貸与 | 福祉用具工房さかい | 愛媛県西宇和郡伊方町高浦1059番地1 | 平成20年8月31日 |
| 3873700169 | 有限会社さかい | 愛媛県西宇和郡伊方町高浦1059番地1 | 特定福祉用具販売 | 福祉用具工房さかい | 愛媛県西宇和郡伊方町高浦1059番地1 | 平成20年8月31日 |
| 3811028160 | 医療法人財団尚温会 | 愛媛県伊予市八倉906-5 | 訪問リハビリテーション | 伊予病院 | 愛媛県伊予市八倉906-5 | 平成20年9月1日 |

○愛媛県告示第1532号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 廃止に係る指定居宅介護支援事業所 | | 廃止年月日 |
|------------|--------------------|---------------------|---------|------------------|---------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3870106360 | 医療法人佐藤循環器科内科 | 愛媛県松山市朝生田町四丁目10番25号 | 居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所さとう | 愛媛県松山市朝生田町四丁目10番25号 | 平成20年8月31日 |
| 3870102252 | 有限会社日野電子 | 愛媛県松山市南高井町1984-2 | 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援事業所つる・かめ | 愛媛県松山市南高井町1984-2 | 平成20年9月19日 |

○愛媛県告示第1533号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護保険事業者番号 | 指定介護予防サービスの事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 廃止に係る指定介護予防サービス事業所 | | 廃止年月日 |
|------------|-----------------------|---------------------|-----------------|--------------------|---------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3873700169 | 有限会社さかい | 愛媛県西宇和郡伊方町高浦1059番地1 | 介護予防福祉用具貸与 | 福祉用具工房さかい | 愛媛県西宇和郡伊方町高浦1059番地1 | 平成20年8月31日 |
| 3873700169 | 有限会社さかい | 愛媛県西宇和郡伊方町高浦1059番地1 | 特定介護予防福祉用具販売 | 福祉用具工房さかい | 愛媛県西宇和郡伊方町高浦1059番地1 | 平成20年8月31日 |
| 3811028160 | 医療法人財団尚温会 | 愛媛県伊予市八倉906-5 | 介護予防訪問リハビリテーション | 伊予病院 | 愛媛県伊予市八倉906-5 | 平成20年9月1日 |

○愛媛県告示第1534号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年9月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| （利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | （利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 |

| 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | |
|--|---|---|--|
| | 法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
| 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分2厘5毛 | 年6厘 |
| 2～5 省略 | | | |
| 6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。） | | 年1分2厘5毛 | 年6厘 |
| 7 省略 | | | |

| 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | |
|--|---|---|--|
| | 法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
| 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分2厘5毛 | 年4厘5毛 |
| 2～5 省略 | | | |
| 6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。） | | 年1分2厘5毛 | 年4厘5毛 |
| 7 省略 | | | |

○愛媛県告示第1535号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年10月28日から11月11日まで

○愛媛県告示第1536号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一

級河川肱川水系肱川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1537号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川須賀川水系須賀川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1538号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、中予地方局建設部及び松山市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年10月28日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松山市由良町乙283番6から乙282番5までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から59点までを順次直線で結んだ線並びに59点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L.+3.85メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院「由良」四等三角点、松山市大字興居島由良字北浦90番地の1）は、北緯33度54分22.9167秒、東経132度40分43.4357秒の地点

1点は、基点から真北206度57分00秒1.083.63メートルの地点

2点は、1点から真北123度57分08秒2.00メートルの地点

3点は、2点から真北124度23分47秒2.00メートルの地点

4点は、3点から真北126度20分13秒2.00メートルの地点

5点は、4点から真北130度17分49秒2.00メートルの地点

6点は、5点から真北135度36分28秒2.00メートルの地点

7点は、6点から真北140度56分47秒2.00メートルの地点

8点は、7点から真北144度46分50秒1.55メートルの地点

9点は、8点から真北145度56分40秒2.00メートルの地点

10点は、9点から真北149度57分36秒2.00メートルの地点

11点は、10点から真北153度33分01秒2.00メートルの地点

12点は、11点から真北155度15分18秒2.00メートルの地点

13点は、12点から真北155度16分31秒1.11メートルの地点

14点は、13点から真北159度33分00秒5.00メートルの地点

15点は、14点から真北164度14分25秒5.00メートルの地点

16点は、15点から真北162度34分40秒3.31メートルの地点

17点は、16点から真北160度17分32秒3.50メートルの地点

18点は、17点から真北157度42分01秒3.91メートルの地点

19点は、18点から真北155度52分13秒4.00メートルの地点

20点は、19点から真北154度07分36秒4.00メートルの地点

21点は、20点から真北152度46分11秒3.89メートルの地点

22点は、21点から真北151度34分41秒2.98メートルの地点

23点は、22点から真北148度43分06秒3.21メートルの地点

24点は、23点から真北145度59分31秒5.00メートルの地点

25点は、24点から真北144度03分46秒5.00メートルの地点

26点は、25点から真北142度40分45秒3.07メートルの地点

27点は、26点から真北141度08分29秒6.35メートルの地点

28点は、27点から真北141度00分52秒10.00メートルの地点

29点は、28点から真北305度49分15秒2.94メートルの地点

30点は、29点から真北341度48分21秒1.20メートルの地点

31点は、30点から真北322度50分18秒1.30メートルの地点

32点は、31点から真北307度56分48秒1.89メートルの地点

33点は、32点から真北297度10分32秒3.19メートルの地点

34点は、33点から真北295度25分19秒3.56メートルの地点

35点は、34点から真北320度07分23秒1.13メートルの地点

36点は、35点から真北317度54分52秒5.63メートルの地点

37点は、36点から真北327度49分21秒9.78メートルの地点

38点は、37点から真北327度31分31秒1.23メートルの地点

39点は、38点から真北317度47分31秒2.87メートルの地点

40点は、39点から真北289度38分52秒1.94メートルの地点

41点は、40点から真北332度08分06秒5.56メートルの地点

42点は、41点から真北323度27分23秒1.62メートルの地点

43点は、42点から真北323度07分22秒1.54メートルの地点

44点は、43点から真北306度52分42秒1.37メートルの地点

45点は、44点から真北346度04分34秒2.35メートルの地点

46点は、45点から真北336度28分40秒1.74メートルの地点

47点は、46点から真北343度58分35秒7.55メートルの地点

48点は、47点から真北354度03分53秒1.02メートルの地点

49点は、48点から真北5度29分04秒3.38メートルの地点

50点は、49点から真北359度40分44秒2.86メートルの地点

51点は、50点から真北348度43分15秒4.38メートルの地点

52点は、51点から真北336度15分48秒1.80メートルの地点

53点は、52点から真北323度02分02秒2.74メートルの地点

54点は、53点から真北325度48分31秒3.36メートルの地点

55点は、54点から真北314度52分53秒2.39メートルの地点

56点は、55点から真北308度52分49秒2.35メートルの地点

57点は、56点から真北 301 度01分03秒2 92メートルの地点
58点は、57点から真北 308 度57分34秒2 63メートルの地点
59点は、58点から真北 272 度41分52秒0 38メートルの地点

ウ 面積

362.66平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市由良町乙 283 番 6 から乙 282 番 5 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からV点までを順次直線で結んだ線並びにV点からA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「由良」四等三角点、松山市大字興居島由良字北浦90番地の1）は、北緯33度54分 22.9167 秒、東経132 度40分 43.4357 秒の地点

A点は、基点から真北 208 度58分58秒1.083 58メートルの地点

B点は、A点から真北88度55分05秒 85.49 メートルの地点

C点は、B点から真北 151 度02分12秒 96.50 メートルの地点

点

D点は、C点から真北 237 度36分11秒 61.63 メートルの地点

点

E点は、D点から真北 331 度54分01秒8.28メートルの地点

F点は、E点から真北 327 度32分34秒4.69メートルの地点

G点は、F点から真北 324 度01分02秒5.01メートルの地点

H点は、G点から真北 320 度25分58秒 15.58 メートルの地点

点

I点は、H点から真北 323 度05分09秒 14.49 メートルの地点

点

J点は、I点から真北 331 度00分56秒9.35メートルの地点

K点は、J点から真北 338 度54分54秒 11.29 メートルの地点

点

L点は、K点から真北 342 度29分25秒 10.28 メートルの地点

点

M点は、L点から真北 337 度24分12秒7.80メートルの地点

N点は、M点から真北 330 度37分22秒4.99メートルの地点

O点は、N点から真北 323 度02分14秒6.91メートルの地点

P点は、O点から真北 313 度39分49秒6.43メートルの地点

Q点は、P点から真北 309 度59分28秒5.85メートルの地点

R点は、Q点から真北 307 度34分15秒4.89メートルの地点

S点は、R点から真北 308 度33分31秒6.37メートルの地点

T点は、S点から真北 311 度30分30秒3.58メートルの地点

U点は、T点から真北 317 度26分53秒 10.60 メートルの地点

V点は、U点から真北 330 度16分55秒4.25メートルの地点

ウ 面積

7,673.77平方メートル

3 埋立ての用途

道路用地 約 370 平方メートル

4 出願年月日

平成20年10月9日

○愛媛県告示第1539号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（写測図化）
- 2 作業期間 平成20年10月30日から平成21年 3 月16日まで
- 3 作業地域 四国中央市川之江町及び妻島町

○愛媛県告示第1540号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 委託した事務の範囲及び内容 県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地 ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成20年10月21日から平成21年 3 月31日まで

○愛媛県告示第1541号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|------|-------------------------------|-------------|
| 一般国道 | 317号 | 松山市南持田町1番5から 同市此花町27番6地先まで | 平成20年10月28日 |

○愛媛県告示第1542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年10月28日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 20中局建（開）第36号 平成20年10月17日 | 伊予郡松前町大字大溝字銅葉ノ木120番1 及び字叶田220番1 | 伊予郡松前町大字大溝120番地1 竹 田 廣 孝 |

○愛媛県告示第1543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|-------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 八幡浜宇和線 | 八幡浜市若山2番耕地6番3地先から 同市若山1番耕地30番6まで | 平成20年10月28日 |

○愛媛県告示第1544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-----------|--------------------------------|------|------------------------------|--------------------------|-----|
| 県 道 | 瀬田八多喜停車場線 | 大洲市上須戒甲62番8から 同市上須戒丙23番16まで | 旧 | メートル 4.0~14.2 8.2~49.7 | キロメートル 0.297 0.227 | |
| | | | 新 | 8.2~49.7 | 0.227 | |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

| 所在地 | 地目 | 地積 |
|----------------|-----|------------------------|
| 西条市朔日市字秋吉793番9 | 宅 地 | 1,344.93m ² |

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年10月28日（火）から11月28日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定す

る一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年11月28日(金)午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成20年11月11日(火)午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成20年12月15日(月)午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市喜多川796番地1

愛媛県東予地方局5階第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地

を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

雑 報

○公 告

残油流動接触分解装置等整備事業に係る環境影響評価書の縦覧について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号。以下「条例」という。)第21条第2項の規定に基づき、太陽石油株式会社四国事業所残油流動接触分解装置等整備事業に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、条例第23条の規定に基づき次のとおり公告し、評価書及び要約書を縦覧に供する。

平成20年10月28日

太陽石油株式会社

代表取締役社長 岡 豊

1 事業者の氏名及び住所

(1) 事業者の名称 太陽石油株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 岡 豊

(3) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 太陽石油株式会社四国事業所 残油流動接触分解装置等整備事業

(2) 種類 製造業に係る工場の規模の変更の事業

(3) 規模 排出ガス量 631,000Nm³/時 増加
排出水量 101,721m³/日 増加

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県今治市菊間町種4070番地2

4 関係地域の範囲

愛媛県今治市

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 愛媛県庁、今治市役所、今治市役所菊間支所及び今治市役所大西支所

(2) 縦覧期間 平成20年10月28日から平成20年11月27日まで(土、日、祝日を除く。)

(3) 縦覧時間 9時から17時まで